○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)(抄) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

(網掛けゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

	2 前項の罪の未遂は、罰する。	下の罰金に処する。	させたときは、十年以下の懲役又は千万円以	により、これらの資金又はその他利益を提供	勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法	その他の利益をいう。以下同じ。)の提供を	他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務	目的で、資金若しくはその実行に資するその	ようとする者が、その実行のために利用する	第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行し	する者による資金等を提供させる行為)	(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようと	金等の提供等の処罰に関する法律	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資	修正後
(削る)	2 前項の罪の未遂は、罰する。	下の罰金に処する。	させたときは、十年以下の懲役又は千万円以	により、これらの資金又はその他利益を提供	勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法	その他の利益をいう。以下同じ。)の提供を	他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務	目的で、資金若しくはその実行に資するその	ようとする者が、その実行のために利用する	第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行し	する者による資金等を提供させる行為)	(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようと	金等の提供等の処罰に関する法律	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資	修正前
(資金提供)										(新設)			金の提供等の処罰に関する法律	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資	現行

2 (削る) 罪の実行のために利用する目的で、その提供 を受けたときも、 係る同項の罪を実行しようとする者が、その に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に 為の実行に資するその他利益を提供した者 対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行 為に係る前項の罪を実行しようとする者に にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行 利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千 者に対し、資金又はその実行に資するその他 容易にする目的で、これを実行しようとする する者以外の者による資金等の提供等 は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金 万円以下の罰金に処する。 (公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようと 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を 同様とする。 第三条 2 3 罪の実行のために利用する目的で、その提供 資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは に利用する目的で、資金若しくはその実行に 係る同項の罪を実行しようとする者が、その は、 為の実行に資するその他利益を提供した者 対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行 為に係る前項の罪を実行しようとする者に 利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千 者に対し、資金又はその実行に資するその他 容易にする目的で、これを実行しようとする 罪を実行しようとする者が、その実行のため に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に にする目的で 万円以下の罰金に処する。 する者以外の者による資金等の提供等) (公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようと を受けたときも、 前項後段に規定するもののほか、第一項の 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易 七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を 当該公衆等脅迫目的の犯罪行 同様とする。 第二条 (新設) (新設) 金に処する 為の実行を容易にする目的で、資金を提供 た者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰 情を知って、 公衆等脅迫目的の犯罪

行

(削る)	(削る)	3 <b>前二項</b> の罪の未遂は、罰する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。	(削る)	4 前三項の罪の未遂は、罰する。 年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処 する。 要請し、又はその他利益を提供させたときは、五
新設)	第三条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行し ようとする者が、その実行のために使用する 目的で、資金の提供を勧誘し、若しくは要請 し、又はその他の方法により、資金を収集し たときは、十年以下の懲役又は千万円以下の 門金に処する。	2  前項の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)	免除する。	前に自首したときは、その刑を減軽し、又は	る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手	第四条 前二条の罪を犯した者が当該罪に係	(自首)												(削る)	
(国外犯)	減軽し、又は免除する。	の実行の着手前に自首したときは、その刑を	が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為	第六条第二条から前条までの罪を犯した者	(自首)	育二耳の鼻のラ斑に	供させた者も、前項と同様とする。	法により、これらの資金又はその他利益を提	を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方	ものとして、資金若しくはその他利益の提供	目的の犯罪行為の実行のために利用される	2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫	の罰金に処する。	した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下	れるものとして、資金又はその他利益を提供	脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用さ	第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等	
(国外犯)	免除する。	前に自首したときは、その刑を減軽し、又は	る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手	第四条 前二条の罪を犯した者が当該罪に係	(自省)												(新設)	

四十年	第五条
十法律第	第二条
四十年法律第四十五号)第三条及び第四条の	第二条及び第三条の罪は、
三条及河	•
び第四	刑法(明治
条の	明治
(明治	第七条
四十	第一
(明治四十年法律第	第二条から第

四条の二の例に従う。

弗四十五号) 第三条及び第

第五条までの罪は、

刑法

### (両罰規定)

二の例に従う。

第六条

法人の代表者又は法人若しくは人の

科する。 罪を犯したときは、行為者を罰するほか、そ 代理人、使用人その他の従業者が、その法人 の法人又は人に対しても各本条の罰金刑を 又は人の業務に関して第二条又は第三条の

### (両罰規定)

での罪を犯したときは、行為者を罰するほ 又は人の業務に関して第二条から第五条ま 代理人、使用人その他の従業者が、その法人 刑を科する。 か、その法人又は人に対しても各本条の罰金

> 第五条 二の例に従う。 四十年法律第四十五号)第三条及び第四条の 第二条及び第三条の罪は、 刑法 (明治

法人の代表者又は法人若しくは人の

第八条

## (両罰規定)

第六条 科する。 罪を犯したときは、 代理人、使用人その他の従業者が、その法人 の法人又は人に対しても各本条の罰金刑を 又は人の業務に関して第二条又は第三条の 法人の代表者又は法人若しくは人の 行為者を罰するほか、そ

### 附 則

### (経過措置)

条約により日本国外において犯したときであ 施行の日以後に日本国について効力を生ずる っても罰すべきものとされる罪に限り適用す 第五条の規定(刑法第四条の二に係る部分 前項ただし書に規定する規定の 2 ずる条約により日本国外において犯したと に限る。) は、前項ただし書に規定する規定 きであっても罰すべきものとされる罪に限 の施行の日以後に日本国について効力を生 第七条の規定(刑法第四条の二に係る部分

に限る。)は、

2

(経過措置

附

則

る。

り適用する。

### 附 則

(経過措置)

2 ずる条約により日本国外において犯したと きであっても罰すべきものとされる罪に限 に限る。)は、 の施行の日以後に日本国について効力を生 適用する 第五条の規定(刑法第四条の二に係る部分 前項ただし書に規定する規定

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)(抄)

(網掛けゴシック部分
は修正部分、
傍線部分は改正部分)

3~7 (略) 3~7 (:	は提供	又は提供しようとした財産 当たるも	罪に当たるものを含む。)により提供され、 たり、	に当たり、かつ、当該行為地の法令により て行わ	おいて行われたとしたならばこれらの罪   行為で	した行為であって、当該行為が日本国内にの罪の	れらの罪の未遂罪の犯罪行為(日本国外で 条第一	は第二項前段(資金等の提供)の罪又はこ は第二	四年法律第六十七号)第三条第一項若しく 四年法	金等の提供等の処罰に関する法律(平成十 金等の)	四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資   四 公衆	ー〜三 (略)	掲げる財産をいう。 掲げる財	2 この法律において「犯罪収益」とは、次に 2 この法:	第二条 (略) <b>第二条</b> (·	(定義) (定義)	修正後	
(略)	しようとした財産	ものを含む。)により提供され、又	かつ、当該行為地の法令により罪に	て行われたとしたならばこれらの罪に当	行為であって、当該行為が日本国内におい	の未遂罪の犯罪行為(日本国外でした	一項(資金等の提供)の罪又はこれら	は第二項前段、第四条第一項若しくは第五	四年法律第六十七号)第三条第一項若しく	金等の提供等の処罰に関する法律(平成十	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資	(略)	掲げる財産をいう。	この法律において「犯罪収益」とは、次に	(略)		修正前	
3~7 (略)								規定する罪に係る資金	年法律第六十七号)第二条(資金提供)に	金の提供等の処罰に関する法律(平成十四	四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資	一~三(略)		2 (同上)	第二条 (略)	(定義)	現行	

# (犯罪収益等隠匿)

第十条 罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益 装した者も、 財産を除く。) 未遂罪の犯罪行為により提供しようとした 実を仮装し、 うとした財産を除く。以下この項及び次条に 行為地の法令により罪に当たるものを含む。 法律第三条第一 為のための資金等の提供等の処罰に関する は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の おいて同じ。)の取得若しくは処分につき事 以下この項において同じ。)により提供しよ したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該 て、当該行為が日本国内において行われたと 遂罪の犯罪行為(日本国外でした行為であっ (同法第三条第一項又は第二項前段の罪の 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行 又は犯罪収益等を隠匿した者 同様とする の発生の原因につき事実を仮 項又は第二項前段の罪の未

## (犯罪収益等隠匿

第十条 に処し、 年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰 仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、 この項において同じ。)により提供しようと 犯罪行為 て同じ。) の取得若しくは処分につき事実を した財産を除く。以下この項及び次条にお 地の法令により罪に当たるものを含む。以下 ならばこれらの罪に当たり、 該行為が日本国内において行われたとした 条第一項又は第五条第 法律第三条第 為のための資金等の提供等の処罰に関する 犯罪収益等(公衆等脅迫目的の犯罪行 又はこれを併科する。 (日本国外でした行為であって、当 項若しくは第二項前段、第四 「項の罪の未遂罪の かつ、当該行為 犯罪収益 同 Ŧi.

## 犯罪収益等隠匿

第十条 る。 項に規定する罪に係る資金を除く。) 除く。 役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又 律第二条第1 の原因につき事実を仮装した者も、同様とす これを併科する。 は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲 為のための資金の提供等の処罰に関する法 以下この項及び次条において同じ。) 犯罪収益等(公衆等脅迫目的 一項に規定する罪に係る資金を 犯罪収益 (同法第二条第二 の犯罪行 の 発:

### 2·3 (略)

### 2 · 3 (略)

2

3

略

ŧ

同様とする

罪行為により提供しようとした財産を除

く。)の発生の原因につき事実を仮装した者

第

項又は第五条第一項の罪の未遂罪の

法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条

1 一ブ・ノーロ (町)	る資金等の提供等)の罪	行為を実行しようとする者以外の者によ	行為) 又は第三条 (公衆等脅迫目的の犯罪	ようとする者による資金等を提供させる	二条(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行し	の資金等の提供等の処罰に関する法律第	七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため	一~七十四 (略)	二条、第五十九条関係)	別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十一四	
1 7 ( ) 1 0 ( ) ( )	よる資金等の提供等)の罪	罪行為を実行しようとする者以外の者に	等を提供させる行為、公衆等脅迫目的の犯	罪行為を実行しようとする者による資金	二条から第五条まで(公衆等脅迫目的の犯	の資金等の提供等の処罰に関する法律第	七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため	一~七十四 (略)	二条、第五十九条関係)	別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十	
十 一 八 八 一 四 ( 町)				罪	条(資金提供)又は第三条(資金収集)の	の資金の提供等の処罰に関する法律第二	七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のため	一~七十四 (略)	二条、第五十九条関係)	別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十	